様式第2号(第2条関係)

許可第　　　　　号

墓地使用許可証

|  |  |
| --- | --- |
| （１）墓　　地　　名 | 椎　葉　村　営　墓　地 |
| （２）本　　　　籍 |  |
| （３）現　 住　 所 |  |
| （４）氏　　　　名 |  |
| （５）使　用　墓　地 | 第　　　　番 |
| （６）面　　　　積 | 4平方メートル |
| （７）使　 用 　料 | 円 |
| （８）備　　　　考 |  |

上記のとおり椎葉村営墓地の設置及び管理に関する条例及び同施行規則により使用を許可します。

年　　月　　日

椎葉村長

許可証の記載事項変更欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更区分 | 変更年月日 | 変更後の内容 | 確認印 |
|  | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 年　　月　　日 |  |  |
|  | 年　　月　　日 |  |  |

―― 注意事項 ――

1　椎葉村営墓地には焼骨以外は埋蔵できません。

2　焼骨又は改葬遺骨を墓地に埋蔵する場合は，火葬許可証又は改葬許可証に墓地使用許可証を添えて村長に届け出なければなりません。

3　墓碑等を設置する場合は村長に届け出て承認を受けなければなりません。

4　次の場合には所定の手順により許可書の訂正又は再交付を受けてください。

⑴　本籍，住所又は氏名を変更したとき。

⑵　許可証をき損又は紛失したとき。

5　次の場合には使用許可を取り消すことがあります。

⑴　墓地を目的外に使用したとき。

⑵　使用権を売買，譲渡し又は転貸したとき。

6　次の場合には使用権が消失します。

⑴　使用者が死亡し5年を経過しても，その承継者から継続使用の申請がないとき。

⑵　使用者が住所不明となり10年を経過しても，その承継者から継続使用の申請がないとき。

7　墓碑等の基準

⑴　墓碑の設置は南東を正面とすること。

⑵　墓碑の高さは路面から2.5メートル以下とすること。

⑶　囲壁の高さは50センチメートル以下とすること。

⑷　樹木の高さは1メートル以下とすること。

8　墓地使用の必要がなくなった場合は，これを原形に復して村長に返還しなければなりません。